

様式第 1 号

千葉県公衆浴場設備改善事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

申 請 者
住 所
氏名又は団体名
及び代表者名 (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)
からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度千葉県公衆浴場設備改善事業補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金
等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業の目的及び内容	
補助事業の効果	
申請者の営む主な事業	
交付を受けようとする 補助金の額及び その算出の基礎	
交付を受けたい時期	年 月 日
補助事業の執行期間	年 月 日
	年 月 日
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 見積書の写し 4. 株式会社日本政策金融公庫から融資を受けることを誓約する書面

千葉県公衆浴場設備改善事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

申 請 者
住 所
氏名又は団体名
及び代表者名 (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)
からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度千葉県公衆浴場設備改善事業補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金
等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業の目的及び内容	
補助事業の効果	
申請者の営む主な事業	
交付を受けようとする 補助金の額及び その算出の基礎	
交付を受けたい時期	年 月 日
補助事業の執行期間	年 月 日
	年 月 日
添付書類	1. 事業報告書 2. 収支決算書 3. 領収書の写し 4. 株式会社日本政策金融公庫支払額明細書の写し

様

千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市公衆浴場設備改善事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
交付条件	1. 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 2. 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3. 補助事業が予定の期間内に完了していない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市指令 第 号

様

千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市公衆浴場設備改善事業補助金について、次のとおり交付決定及び額を確定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
補助事業の経費精算額	円
補助率	
補助金の交付確定額	円
備考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 3 号

千葉市公衆浴場設備改善事業変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

(※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）
からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定

のあった千葉市公衆浴場設備改善事業を次のとおり変更したいので、承認されますよう

千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により申請します。

補助事業の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変更	の理由	
変更 年 月 日	予定	年 月 日
添付書類		

様

千葉市公衆浴場設備改善事業変更承認通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定をした
千葉市公衆浴場設備改善事業について、次のとおり交付決定の変更を承認したので、千
葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
交付条件	1. 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 2. 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3. 補助事業が予定の期間内に完了していない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 5 号

千葉市公衆浴場設備改善事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）千 葉 市 長

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

（※）

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）

からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあつた千葉市公衆浴場設備改善事業を次のとおり中止（廃止）したいので、承認されますよう千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により申請します。

補助金の交付決定額	
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年 月 日
添付書類	

様

千葉市公衆浴場設備改善事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった設備改善事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので、千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱第 7 条第 4 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
中止（廃止） 承認理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市公衆浴場設備改善事業補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

補助事業者
住 所
氏名又は団体名
及び代表者名 (※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）
からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定
のあった千葉市公衆浴場設備改善事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第 1 2
条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の着手年月日 及び完了年月日	年 月 日 年 月 日
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日 交付 円 年 月 日 交付 円 計 円
補助事業の経費精算額	円
添付書類	1. 収支決算書 2. 事業報告書 3. 領収書の写し 4. 株式会社日本政策金融公庫支払額明細書の写し

千葉市達 第 号

様

千葉市公衆浴場設備改善事業補助金額確定通知書

年 月 日

千葉市長

印

年 月 日付け千葉市公衆浴場設備改善事業実績報告書により、年
度千葉市公衆浴場設備改善事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交
付規則第 1 3 条の規定により通知します。

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助率	
補助金の交付確定額	円
備考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 9 号

千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

補助事業者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名 (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市 第 号により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の交付確定額	円
補助金の既交付額	年 月 日 交付 円
	年 月 日 交付 円
	計 円
交付請求額	円
添付書類	1. 千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付決定通知書の写し 2. 千葉市公衆浴場設備改善事業補助金額確定通知書の写し ※補助事業完了後に申請を行った場合においては、千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付決定兼額確定通知書の写し

千葉市達 第 号

様

千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市公衆浴場設備改善事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項、第 2 項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。